

質疑応答書

令和6年12月13日

事業者 各位

会津若松市長 室井 照平

令和6年12月11日付で質問のありましたことについては、下記のとおり回答いたします。

記

案件名 : 会津若松市役所本庁舎ほか8施設で使用する電力の供給

○質問事項

- (1) 総価での入札となりますが、基本料金単価および電力料金単価は契約書にあらかじめ定める単価とし毎月変動しない認識でよろしいでしょうか。
- (2) 入札書に記載の金額は税抜きで間違いのないでしょうか。
- (3) 燃料費調整額は地域の旧一般電気事業者の標準メニューに適用される算定方法でよろしいでしょうか。
- (4) 請求書は電子請求書でありお客様マイページからPDF形式でダウンロードしていただくこととなります。ご了承いただけますでしょうか。
- (5) 請求書について印影なしが通常となりますが、ご了承いただけますでしょうか。
- (6) 印影がやむを得ず必要の場合、電子印（法人印）のご対応は可能でしょうか。
- (7) 検針日が1日でない場合、年度末（～3/31）の請求書発行は通常通り5月初旬となります。ご了承いただけますでしょうか。
- (8) 蓄熱割引等の適用ができませんがご了承いただけますか。
- (9) 電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額算定としてもよろしいでしょうか。半額算定の計算式は、以下のとおりです。
〈計算式〉基本料金（未使用月）＝契約電力（kw）×基本料金単価（円）×0.5
- (10) 請求時の電気料金計算方法は基本料金、電力量料金、燃料調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。
- (11) 1施設の電気料金のお支払いが複数からなることはございますか。
（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円）
また、ある場合は、分割数を教えてください。（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）。
- (12) 分担してお支払いされる際は、分割後の支払金額を弊社に通知いただきます。
また、分割後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。
- (13) 地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、弊社においても同様に見直しを行う可能性があります。また、あった場合は、協議の上、契約単価等の変更可能でしょうか。
- (14) 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを要すること、ご容赦いただけますか。
- (15) 開札結果について、公開方法・範囲を教えてください。
- (16) 仕様書に「本事業は脱炭素先行地域における、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用している。この交付金の規定により、市が小売電気事業者に支払う電気料金から補助金相当額を控除することが求められる。」とあります。この内容について以下質問です。
 - ①補助金相当額とはkWh当たりの単価を教えてください。
 - ②補助金相当額を計算するのは市でしょうか。
 - ③補助金相当額を加味した上で、電気料金単価を計算するということでしょうか。
 - ④毎月の電気料金計算にかかわるため、誰がどのような頻度（毎月）で補助金相当額を計算し、どうやって電気料金に反映していくのかをご教示いただけますでしょうか。

○回答

- (1) 原則として、基本料金単価及び電力料金単価は、契約書に定める単価から変動しないものとします。
ただし、特別な事情等により発注者と供給者において協議して定める場合を除きます。
- (2) 入札書に記載する金額は、税抜きの金額となります。
- (3) 燃料費調整額は福島県の地域を供給区域とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件によります。
- (4) 本市では、Web 上からダウンロードする請求書での支払いはできません。
そのため、以下のいずれかの方法で作成された請求書が必要となります。
 - ①電子メールによる電子データの請求書
 - ア) 押印を省略し、かつ請求書の空きスペース等に発行責任者の職氏名及び連絡先並びに担当者の職氏名及び連絡先の表記があるもの
 - ②紙による請求書
 - ア) 入札参加資格登録申請時に提出した使用印鑑届の印鑑が押印されたもの
 - イ) 押印を省略し、かつ請求書の空きスペース等に発行責任者の職氏名及び連絡先並びに担当者の職氏名及び連絡先の表記があるもの
- (5) 印影の無い請求書である場合、(4)①又は②イの条件を満たした請求書である必要があります。
- (6) 印影は、入札参加資格登録時に提出のあった使用印鑑届の印影である必要があります。
- (7) 電力供給仕様書及び契約書（案）（電力契約条項第 11 条）に基づき、原則として毎月 1 日に計量（検針）を行うこととしますが、その月の 1 日に計量（検針）できない場合は翌日以降に行うものとし、その計量日については発注者及び供給者の協議により決定するものとし
ます。
なお、請求の時期については、貴社の規定によるものとします。
- (8) 割引適用がない場合は、貴社が設定する単価にて入札書及び価格内訳書を作成してください。
- (9) 契約書（案）（電力契約条項第 30 条）の規定に基づき発注者及び供給者における協議に基づき決定するものとしませんが、対象 9 施設において、電気を全く使用しない月は想定しておらず、電気を全く使用しない月はない条件のもと、応札してください。
- (10) 各単価の銭未満は貴社の算定方法によります。各料金で算定した金額の合計を円未満切り捨てするものとし
ます。
- (11)、(12) 請求書は、本案件の需要場所である 9 施設ごとに作成していただく必要があります。1 施設に係る請求内容を、さらに分割して請求書を作成していただく必要はありません。
- (13) (3)で回答した内容のとおりです。なお、燃料費調整額については、入札価格には考慮しないこととしておりますので、燃料費調整単価が変更になった場合であっても契約単価の変更は生じ
ません。
- (14) 契約書（案）（電力契約条項第 30 条）の規定に基づき、発注者及び供給者の協議に基づき決定するものとし
ます。
- (15) 会津若松市入札及び契約に係る情報公表要領に基づき公表します。
- (16) ①P P A 事業者を確認してください。
②P P A 事業者に交付する補助金につきましては、P P A による発電設備の竣工後において本市が決定するものです。
③ご認識のとおりです。
④P P A 事業者と協議してください。